

欧州、税優遇見直し加速

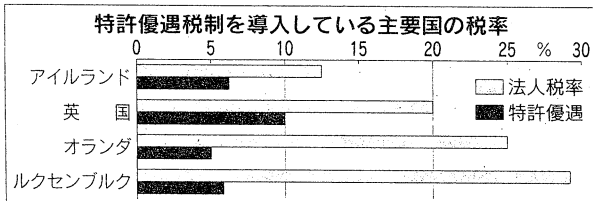
特許収益への低税率 問題視

英やオランダ着手

【ウィーン＝黄田和宏、ブリュッセル＝森本孝】
 多国籍企業が税金を逃れる動きを阻止しようとの動きが欧州で加速してきた。欧州連合（EU）は3日に米マクドナルド向けの税制優遇を調査すると発表。米アップルなどの税金を巡る判断も下す見通しだ。納税者や域内企業から「外国企業への行き過ぎた優遇策だ」との批判が強まっているためだが、税務戦略の見直しを迫られる企業側も対応に苦慮している。

米マクドナルドにも調査

EUは米マクドナルドに対する優遇税制を巡って調査を開始（3日）ブリュッセルの店舗＝ロイター



▶ **パテント・ボックス (patent box)** 企業の保有する特許や知的財産権の利用で生まれた収益を切り出して、法人課税を軽減する優遇税制。研究開発を促進するために欧州を中心に多くの国で導入されており、IT関連や製薬などの企業が恩恵を受けている。一般的に法人税率よりも大幅に低い水準に税率が設定される。ただ、低税率の国に特許の移転を促すとの懸念が強まり、新たな国際的な取り決めでは優遇の対象を国内での研究開発の成果に限るよう見直しが進んでいる。

EUの執行機関である欧州委員会は3日、ルクセンブルクが米マクドナルドに提供した税優遇に「違法」の疑いがあると一面の支援を与えたのはE

U法が禁じる「国家補助」に該当するとの疑いを持っている。
 同委はすでにオランダによる米スターバックスへの特別措置や、ルクセンブルクの欧米ファイアット・クライスラー・オートモービルズに対する優遇税制を「違法」と判断し、両国の税務当局に追徴課税を命じた。

さらにアイルランドの米アップル向け税優遇、ルクセンブルクの米アマゾン・ドット・コム向け税優遇などを調べており、判断によっては当該国の税制や企業の戦略にも影響を及ぼしそうだ。

各国による規制見直しの動きも活発だ。優遇税制のなかでも特に問題視されているのが「パテント・ボックス」と呼ばれる、特許などの利用に伴う収益への優遇措置だ。英国では2013年4月の制度導入以降、639社が合計で3億3500万ポンド（約620億円）の恩恵を享受し、企業誘致に一定の効果があった

ようだ。優遇税制の税率が10%と法人税率の20%を大きく下回るためだ。これにドイツ政府が「ドイツの特許が英に流出している」と反発。英の歳入関税庁は10月下旬、この措置を見直し優遇策に一定の制限を設けることにした。同様の特許優遇税制を導入してい

るオランダも制度を見直すなど、追従の動きも多い。
 米アップルなどへの税優遇が問題となっているアイルランドは、米政府など国際世論の厳しい批判に対応し、複数の特別目的会社を用いて課税逃れを可能にする制度の廃止をすでに決めた。

経済協力開発機構（OECD）や20カ国・地域（G20）は10月上旬、租税回避を巡る新たなルールで合意した。多国籍企業が税率の低い国に利益を移転することなどを禁止し、企業が実際に活動する場所で納税する内容だ。

08年の米リーマン・ショックに端を発した金融危機では各国政府が公的資金で銀行を救済するなか、納税者の不満が蓄積。財政悪化と高失業率にあえぐ納税者らは、国際課税の「抜け穴」を巧妙に利用する多国籍企業への反発も強めており、政治指導者らも見逃ごせない問題になっている。